

ビザンツ帝国の東西分断

第二部 教皇庁のビザンツ帝国財政組織からの分離

竹部隆昌**

The Separation of Papacy from The Byzantine Financial Organization

Ryusho Takebe

抄録/概要/要旨 第一部で述べたローマ教皇グレゴリウス二世が築いた財力に立脚した対ランゴバルド自衛体制が、ビザンツ皇帝レオン三世によるシチリア・カラブリアでのローマ教会財産没収によって徐々に崩壊して行く過程と、自衛が限界に達して初めて教皇はフランク王国と同盟を結んだ経緯について考察した。

キーワード : キーワード 1, キーワード 2, キーワード 3

はじめに

751年ラヴェンナ総督府はランゴバルド王アイストゥルフによって陥落し、最後のラヴェンナのエクサルコス(総督)であったエウテュキウスも戦死したとされている。彼のエクサルコスとしての在任期間は25年弱と、歴代エクサルコスの在任期間と比べて断トツの最長記録ではある。しかし、その約25年間で彼はランゴバルド王リウトプラントによって一度はラヴェンナを占領されてヴェネツィアへ逃亡し、その後もう一度リウトプラント王に占領寸前の状態に追い込まれ、最終的にはランゴバルド王アイストゥルフのラヴェンナ占領で落命したとされており、彼の長期在任は決して彼の有能さの故ではなかった。

第一部で述べたように、彼がエクサルコスとしてイタリアに着任した時、ラヴェンナは前任のエクサルコスのパウルスが反乱で殺された直後という不穏な情勢にあり、彼はナポリでの長期滞在を余儀なくされた。⁽¹⁾ 彼に転機が訪れたのは、ランゴバルド王リウトプラントが同じランゴバルド族のスポレートとベネヴェントの両公を屈服させるために同盟者として彼を選んでくれた事で、リウトプラントの援助で彼はようやくラヴェンナ入城を果たす事ができた。つまり、彼はビザンツ皇帝レオン三世の臣下でありながら、ランゴバルド王を宗主として仰ぐ立場となったのだ。彼が派遣されるに当たって主君から与えられていた使命は、税の不払いによって「大逆人」と宣告され、皇帝によって殺害指令が発せられにもかかわらず、四度に渡って殺害を免れていたローマ教皇グレゴリウス二世の殺害であり、既にこの時点で彼は二回の暗殺計画を失敗していた。彼としては三度目、全体として七度目の殺害計画のため、リウトプラントと共にローマへと赴くはずであった。しかし、ローマへの途上グレゴリウス二世は大胆にも単独でリウトプラントの

陣幕を秘密裡に訪問し、教皇はランゴバルド王との和解に成功する。かくして、エウテュキウスは庇護者であるリウトプラント王の意向に逆らえず、レオン三世の君命に背いて教皇との和議に応じざるを得なかった。⁽²⁾ この時点で、レオン三世から見てエウテュキウスは「命令違反者」であり「不忠者」に他ならなかった。つまり彼が最後のエクサルコスとなったのは、彼の次にエクサルコスを拝命する者は「君命に背いた不忠者」エウテュキウスを断罪する使命を帯びたはずであったからだが、実際には次のエクサルコスは派遣されなかった。対イスラム戦に専念したいレオン三世としては、首都コンスタンティノープルからランゴバルド・ラヴェンナ連合軍を討伐するだけの軍事的余裕が無かったため、中部イタリアにおける「大逆人」と「不忠者」の和議を静観せざるを得なかったという事である。事実上、エウテュキウスは皇帝に野放しにされた状態にあった。東西二正面作戦を当初から断念していたレオン三世が、エウテュキウスを断罪できずに放置したため、結果的に彼の在任期間とされてきた時間が長期化しただけなのだ。

むしろ関心を向けるべきは、皇帝から見捨てられたエウテュキウスが、なぜエクサルコスに返り咲き長期の在任が可能であったかという点にある。また、なぜリウトプラント王の宗主権下にあったエウテュキウスが、ランゴバルド王その人によってラヴェンナを占領され、ヴェネツィアへ逃亡せねばならなかったのかも考察されねばならないだろう。彼のラヴェンナへの帰還は代替わりしたローマ教皇グレゴリウス三世、⁽³⁾ 危機的状況から救ったのも同じく教皇ザカリアスによるものであった。⁽⁴⁾ つまりエウテュキウスが宗主として仰ぐべき庇護者は、ランゴバルド王からローマ教皇へと移行していたのだ。なぜ二人の教皇は、皇帝に見放されたエウテュキウスのエクサルコスへの復帰にこだわったのか、それらを考察するのが本論考の目的である。

第一章 教皇庁のビザンツ財政組織からの分離と「ビザンツ教会の東西分断」

731年グレゴリウス三世は、前教皇グレゴリウス二世の葬列が進む中でローマの群衆に取り囲まれて教皇選挙の場に連れていかれ、アックラマティオ(喝采)によって教皇に選出された。彼はラヴェンナのエクサルコス(総督)に承認を求めた最後の教皇である。⁽¹⁾ 彼はイコノクラスムに反対する内容の抗議文を皇帝レオン三世宛に認め、ゲオルギウスという聖職者に携えさせて首都コンスタンティノーブルに派遣した。しかし、ゲオルギウスは皇帝の怒りに触れるのを恐れて、教皇の抗議文を皇帝に渡すことはできなかった。⁽²⁾

彼(ゲオルギウス)は抗議文を持ってローマに帰還し、抗議文を聖なる教皇に示して、自らの犯した罪を告白した。教皇は彼を叱責し、聖職を彼から剥奪した。しかし、会議が開かれ、主だった人々は聖職剥奪をしないで、(彼の)償いとして加筆した抗議文を携えて帝都へ派遣するように求めた。しかし、皇帝のあからさまな悪企みは、これらの尊い書簡をシチリアに留め置いて帝都に届けられないように取り計らっただけでなく、彼(ゲオルギウス)をほぼ一年間流刑に処した。⁽³⁾

レオン三世はグレゴリウス三世の抗議文を受け取らないという形で、つまり抗議文は存在しないという詭弁的対応で、教皇の抗議を無視したわけである。第一論文で述べたように、先代教皇グレゴリウス二世の七度に渡る殺害計画の失敗により、レオン三世は中部イタリアにおける支持者を失う事になった。「大逆人」グレゴリウス二世の亡くなった後も、グレゴリウス三世も税の不払いを続けたから、レオン三世からすれば彼も「大逆人」であったはずだが、教皇を裁きたても持ち駒もない状態では手出しができないから、現教皇を大逆人と宣しても詮無いが、逆に皇帝権に泥の上塗りとなる状況で、レオン三世はグレゴリウス三世を徹底的に無視する態度に出る事で、皇帝としての体面を維持しようとしたのではあるまいか。ともかく、グレゴリウス三世の抗議文を、レオン三世は断罪せずに放置した。

黙殺された形のグレゴリウス三世は、シノーデの招集をもって応じた。参加者はグラドの大司教アントニヌスやラヴェンナ大司教ヨハネス(六世)、イスパニアの司教達など93名で、反イコノクラスムの議決文を採択し、皇帝レオン三世と息子で共治帝であるコンスタンティヌス五世に宛てて発送した。ここで注目すべきはラヴェンナ大司教ヨハネスが、イコノクラスムに反対した事である。⁽⁴⁾ ラヴェンナ教会は、ユスティニアヌス帝以来諸皇帝の寄進や特権付与への御礼として、⁽⁵⁾ 「三章問題」や「単意論」のシスマの際には皇帝政策に賛同してきた。初めてラヴェンナ教会が皇帝の宗教政策に反対したわけだが、これは現在世界遺産

となっているラヴェンナ教会群が聖像破壊を免れたという点で、美術史上、文化史上の大事件であったと評価する事ができる。

第一部で述べたようにレオン三世は732年もしくは733年に、「イタリアを罰する」ための艦隊を派遣したが艦隊は嵐によってアドリア海で遭難し、海の藻屑と消えて艦隊は壊滅してしまった。⁽⁶⁾ 一戦も交えずに艦隊が全滅した事で気力を削がれたのか、これ以降レオン三世は西方の戦線に関わることは無く、息子のコンスタンティヌス五世は西方に対しては専ら外交手段を用い、実戦においては東方の対イスラム戦線に専念した。その結果、第一部で述べたように、中部イタリアは「意図せぬ独立状態」から、「外敵に奪われぬ領土喪失」へと移行して行く事となったのである。

レオン三世は733年に、南イタリアのカラブリア教会とシチリア教会即ちシチリア=テマ内の両教会を、ローマ教皇の統治権から分離し、コンスタンティノーブル総大主教の統治権下への移管を決定した。そして、その直後にカラブリア・シチリアにおけるローマ教会財産と徴税権の没収が行われた。⁽⁷⁾ この移管と財産没収についても、嘗ては先述のグレゴリウス三世への「懲罰」というイコノクラスムの文脈で語られ、特に財産没収はローマ教会に対する一種の「兵糧攻め」と見られていた。⁽⁸⁾ しかし、艦隊派遣の場合と同様に、史料にイコノクラスムへの言及がない事と、731年の議決文に対する懲罰としては733年での移管も財産没収も時間的に早急すぎるとして、移管の目的は直後に行われたカラブリア・シチリアにおけるローマ教会財産と徴税権の没収の準備として、教皇の抵抗を予め封殺するのがレオン三世の意図であったと考えられるようになっている。⁽⁹⁾ つまり財産没収は、教皇庁抜きで徴税という長年の皇帝の試みの集大成と考えられるようになっているのである。イコノクラスムとの因果関係を否定された事件としては珍しく、グレゴリウス二世の税不払いとレオン三世の教会財産没収とは、点ではなく線で結び付けられているわけだ。つまり移管と財産没収は、731年から僅か二年という短期的な計画ではなく、先代グレゴリウス二世の最晩年中から、レオン三世によって練られた用意周到な計画の実行が、偶然タイミング的にグレゴリウス二世の抗議文書提出と時期が一致したという事である。ある意味老練な財務官僚出身の教皇であったグレゴリウス二世とは異なり、生粋の聖職者出身のグレゴリウス三世では企みを阻止するのは無理だと判断したレオン三世が、教皇交替を好機ととらえたのかもしれない。また、親レオン三世派で且つイコノクラスム賛成派であったナポリ教会がローマ教皇の統治権下に置かれ続けたことについては、ナポリ=ドゥカートゥス内のローマ教会財産は没収対象外だったからという説明ができる。おそらく、ナポリ=ドゥカートゥス内のローマ教会財産は、レオン三世の食指を動かすほどの規模の資産ではなかったという事であろう。

そして没収されたローマ教会財産はグレゴリウス二世から続いていた不払い税の総額を補って余りあるものであったと評価されている。⁽¹⁰⁾ ここに至って、グレゴリウス二世とレオン三世の「防衛費を巡る争い」から発した攻防は、グレゴリウス二世の死後ではあるがレオン三世の最終的勝利に終わったと言えなくもない。またグレゴリウス二世の「金庫番」業務停止に始まった教皇庁のビザンツ財政組織からの分離は、最終的にレオン三世による「金庫番」解任によって完成したと言える。つまりビザンツ帝国財政組織からの教皇庁の分離の最終決定は、レオン三世によってなされたことになる。

残念ながら既存研究では、レオン三世のよる財産没収の歴史的意義までは深く考慮したものはない。しかし、この場合、特に重要なのは、教皇が「皇帝の金庫番」の役割を解かれた点にあると思われる。グレゴリウス一世は「金庫番」として、「三章問題」の和解にも尽力したと評されている。「三章問題」によるシスマが解消されるのは 658 年だが、それ以前の 649 年に教皇マルティヌス一世はラテラノ公会議で「単意論」を異端と宣言し、その結果 653 年 6 月にエクサルコスのテオドロス＝カリオパによって教皇は逮捕され、審理を受けるためにコンスタンティノーブルに送られ、同年中にコンスタンス二世によってケルソンへ流刑に処せられ、655 年彼の地で没した。⁽¹¹⁾ しかし、この単意論によるシスマの期間中も、マルティヌス一世の後任教皇達は「金庫番」の業務を果たし続けたと考えられる。そうでなければ、ビザンツ皇帝として最後の事例となった 663 年の皇帝コンスタンス二世のローマ訪問は、⁽¹²⁾ 軍事遠征となっていたはずである。『教皇列伝』は艦隊創設税などコンスタンス二世がイタリアで厳しい課税を行ったことを記しているが⁽¹³⁾、実際の徴税業務の最高責任者は、当時の教皇ウィタリアヌスであったはずだ。その意味でコンスタンス二世のシチリア長期滞在は、「金庫番」に睨みを利かせる意図もあったのかもしれない。結局、「単意論」は 680～681 年のコンスタンティノーブル公会議で異端と決定され、その決定を教皇レオ二世が承認したことでシスマは解消された。⁽¹⁴⁾ この二つのシスマが論争終結と共に教会再統合が可能だったのは、ビザンツ帝国の「東西分断」以前においては、シスマがビザンツ帝国国内問題に留まり、シスマ中も国内統合は無傷だったのが理由として挙げられる。故に、シスマが終息すれば、教会統合は自動的に言うて良いほど容易であった。さらに、それだけでなく教皇庁がビザンツ帝国の財務組織の一部だという組織的紐帯が、シスマが元に収まるべき鞘として機能していたと考える事ができる。シスマが組織内不和である限り、組織が安泰であれば、シスマの終息で組織としての教会統合もまた容易であったのだ。逆い言えば、イコノクラスムの場合は論争が終結しても、先の二つのシスマの場合と異なり、反乱の隔離によって中部イタリアがコンスタンティノーブルから分断され、それに加えて組織的紐帯が断

ち切られていた事で元に収まるべき鞘が失われていたため、イコノクラスム問題解決後も東西教会再統合とはならなかったと説明する事ができるのである。つまり、今度はレオン三世がビザンツ教会の組織上の「東西分断」をしてしまったという事なのだ。この「分断」によって「三章問題」と「単意論」の場合と同様の形でのビザンツ帝国教会としてのローマ教会の再統合は、中部イタリアのビザンツ帝国からの隔離と、教皇庁のビザンツ財政組織からの分離によって、少なくとも国家や組織の観点から見た場合、極めて困難なものへと移行したのは間違いない。

第二章 教皇グレゴリウス三世によるラヴェンナに対する総主権の獲得

第一部で扱った 729 年のグレゴリウス二世とリウトプラント王との間の和議で成立した平和が破られたのは、735 年にペルーディアのドゥクス（方面軍司令官）アガトが、727～8 年にリウトプラント王が占領したボローニャを奪還しようとして失敗した時だった。報復として 737 年頃リウトプラント王は、寵臣ヒルデプラントとヴィセンザ公ペレデオを軍司令官としてラヴェンナに派遣し、738 年ランゴバルド軍はラヴェンナを制圧し、エクサルコスのエウティキウスはヴェネツィアに逃亡した。⁽¹⁾ 当時のエウティキウスにドゥクス達を指揮する力は無かったというのは研究者の共通認識であり、またリウトプラント王の宗主権下にあったエウティキウスがアガトに蜂起を促したとも考え難い事から、これはアガトの単独行動と考えられている。⁽²⁾ にもかかわらず、リウトプラントがラヴェンナを占領した理由は何だろうか。考えられるのは、アガトの蜂起を口実に、ラヴェンナの占領を画したのではないかという事だ。同盟者として自らエウティキウスのラヴェンナ入城を後援したリウトプラントだが、スポレート公とベネヴェント公を屈服させた後、ラヴェンナをエウティキウスに委ねた事を後悔していたのではないか。しかし、自らの宗主権下にいる者を理由も無く追放するのは信義上問題があった。つまりアガトの攻撃の責任をエウティキウスに転嫁する事で、ラヴェンナ占領の大義名分としたのではないかと考えられる。カトリックに改宗した事で、ランゴバルド王にとってラヴェンナは単に軍事上の重要性だけでなく、ミラノなど王国内のカトリック教会の上位裁治権を有するラヴェンナ教会を王国領としていという宗教上の価値も発生したと指摘されている。⁽³⁾

この状況でグレゴリウス三世は、ヴェネツィアのドージェのウルススとグラドのパトリキウスのアントニヌスに対して、「皇帝レオン三世とコンスタンティヌス五世への奉仕」という理由を付けて、エクサルコスのラヴェンナ奪還へ

の協力を要請した。⁽⁴⁾ 第一部で述べたように、ヴェネツィアだけは例外的にドゥクス反乱の翌年の 727 年に親ビザンツ政策に転じていたが、⁽⁵⁾ そうでないグラドまでが協力を受諾した事から、分断状態でも現ビザンツ皇帝への「奉仕」は未だ十分に「大義」としての名分を保っていた事が窺われる。両軍はラヴェンナの奪還に成功し、ペレデオは戦死し、ヒルデブランドは捕虜となり、エウテュキウスはエクサルコスに返り咲く事ができた。⁽⁶⁾ なぜ、教皇はエウテュキウスのラヴェンナへの復帰を援助したのか。嘗ては、これによって教皇は、イコノクラスム問題で譲歩する事無く、レオン三世の敵対感情を削ぐ事に成功したとされてきた。⁽⁷⁾ しかし、前述のように皇帝は教皇の反イコノクラスムの書簡を無視していたし、⁽⁸⁾ また前任のグレゴリウス二世と違い、レオン三世はグレゴリウス三世に対して「大逆人」という裁定を下していない。ある意味、レオン三世はグレゴリウス三世の存在すら無視していたと言える。またコンスタンティノス五世が全帝国領での聖像破壊を命じるのは 754 年であるから、当時は適応外のイタリア半島ではイコノクラスムは所詮「対岸の火」でしかなく、イコノクラスムはグレゴリウス三世にとって何の実害もないものであった。現在では、一説では教皇の狙いは、ランゴバルド王国とビザンツ帝国とのパワー・バランス上の均衡であり、その均衡がローマ・ドゥカートゥスの安泰につながると考えたからだと言明される。⁽⁹⁾ しかし、ビザンツ側は前述の 732 年もしくは 733 年の艦隊遭難以降は、⁽¹⁰⁾ 何ら西方での軍事行動は為していない。実際ラヴェンナ奪還戦にはシチリア＝テマやナポリ＝ドゥカートゥスの兵は全く動員されておらず、レオン三世は全く関与していない。故に、教皇のラヴェンナ奪還とエウテュキウス復位の動機としては、別のものを想定すべきである。

先代のグレゴリウス二世と同様に、グレゴリウス三世の最優先課題はローマ＝ドゥカートゥスのランゴバルドによる占領回避であったのは間違いない。そう考えれば、リウトブランド王によるラヴェンナ総督府領の王国への編入は、ランゴバルド王国とローマ＝ドゥカートゥスが直に国境を接する事になり、ランゴバルドの侵入を容易に許す状態になるのは明白である。その状況で、ラヴェンナ奪還とエウテュキウス復位の動機としては、教皇としてはローマ＝ドゥカートゥスとランゴバルド王国との間の緩衝地帯としてラヴェンナ総督府を存続させたかったという事と考えるのが妥当である。つまり、この時のラヴェンナ攻防戦は、純粋にリウトブランド王とグレゴリウス三世との戦いであったと考えるべきものなのである。レオン三世は戦いの一方の当事者ではなく、単にグレゴリウス二世に名義を使われたに過ぎなかったのである。ただし、「ビザンツ皇帝への奉仕」という名目でヴェネツィアのドージェのウルスとグラドのパトリキウスのアントニヌスのラヴェンナ奪還戦に参戦を実現した立場上、⁽¹¹⁾ 「皇帝への奉仕」の体裁を整える

上で、エウテュキウスのエクサルコス復帰という形式を取り、ラヴェンナをレオン三世とコンスタンティノス五世（共治帝）に返還するという形式を踏まえる必要があったと考える事が出来る。ランゴバルド王の宗主権下から解放されたエウテュキウスは、今度は実質的に教皇の宗主権下に入ったわけだが、教皇がレオン三世に臣従の姿勢を取っていたから、少なくとも見かけ上はビザンツ皇帝に専従する立場にも復帰したと言えなくはない。また、ラヴェンナをビザンツ領に復帰させる事によって、レオン三世の中部イタリア防衛についての関心を喚起しようと試みたのではないだろうか。ともかく、これでエウテュキウスは、リウトブランド王の宗主権下から、ローマ教皇の宗主権下に転じる事になった。もはやエクサルコスはビザンツ皇帝の名代ではなく、完全にローマ教皇を宗主と仰ぐ立場となった。グレゴリウス二世がエクサルコスを通じてビザンツ皇帝に就任の報告をした最後の教皇となったのは、エウテュキウスとの関係が変化したからだ。729 年の和議の時点ではエウテュキウスは教皇と同格の世俗支配者であったが、今や教皇の方が格上の存在となったのだ。

さて、737 年リウトブランド王のラヴェンナ占領直後に、⁽¹²⁾ スポレート公トランサムンドは、ローマとラヴェンナ間の交通の要地ガレサ砦を奪取し、そこを拠点に日常的にローマ＝ドゥカートゥス内で略奪を繰り返した。⁽¹³⁾ 教皇グレゴリウス三世はスポレート公トランサムントに多額の贈与をすることで同盟関係が樹立され、スポレート公はガレサ砦を返還した。⁽¹⁴⁾ 739 年の 6 月 16 日以前にリウトブランド王はスポレートを占領し、ヒルデリックをスポレート公に任命した。この攻撃を逃れて、スポレート公トランサムントがローマに保護を求めて来た。同盟者としてグレゴリウス三世とパトリキオスでありドゥクスのステファヌスとローマの全軍は、リウトブランドのトランサムンド引き渡しの要求に応じなかった。⁽¹⁵⁾ ここでのドゥクスはビザンツの正規の役職ではなく、教皇が任命した臣下であった。また軍隊も、ビザンツの正規兵ではなく、民兵組織のようなものだったと推定されている。⁽¹⁶⁾ 結果リウトブランドはアメリア、オルテ、ボマルゾ、ブレラの四都市をローマ＝ドゥカートゥスから奪って交通路を絶った上で、同年 8 月 8 日に自らの居城に帰還した。さらには、ローマ＝ドゥカートゥス内のアンドがリウトブランド王の軍によって占領された。⁽¹⁷⁾ 740 年教皇グレゴリウス三世は、「ゲルマン人の使徒」と謳われた聖ボニファティウスの助言もあり、司教アタナシウスと聖職者セルギウスを使節として海路フランク王国領に派遣した。両者は、対リウトブランド戦の援助を要請する教皇書簡を、フランクの宮宰カール＝マルテルに手渡したが、カール＝マルテルは南仏プロヴァンスでの対ムスリム防衛戦での同盟者であるランゴバルド王に配慮して、この申し出を拒否した。⁽¹⁸⁾ とは言え、この交渉は今後の西方の歴史に一つの重要な方向付けを刻んだというのが、よく知られ

ている評価である。

他方、必要に迫られて教皇はローマの城壁のほとんどの修繕を行った。⁽¹⁹⁾ 前述のトランサムントを満足させるだけの贈与と、⁽²⁰⁾ ローマの城壁修繕の資金を有していた事から、733年の財産没収が「兵糧攻め」として、防衛費の枯渇を招く程にはローマ教皇庁の財政を急激に揺るがせていなかった事が窺われる。その理由として733年の時点では前教皇グレゴリウス二世以来の約十年に渡る不払い税の蓄積があったから、当面教皇庁の財政が壊滅的な打撃を受ける事は避けられたと考えられる。他方、財産の喪失によって、対ランゴバルド防衛費は、財産没収以前のように潤沢とはいかない状況に陥ったはずである。当面は大丈夫でも、防衛費の支出を補填するに足る教皇財産が没収された以上、じり貧的に将来的な防衛費の枯渇は必至の状態、グレゴリウス三世は対リウトブランド政策に当たる必要に迫られていた。その政策の一環がフランクの宮宰カール＝マルテルへの接近であるとするならば、レオン三世によるシチリア・カラブリアでの財産没収による防衛費の将来的不安によって、グレゴリウス三世が「将来的な自衛の限界」を見据えて、ビザンツ帝国とは異なる庇護者を探す必要性に駆られたための行動であったと考える事が出来る。つまりレオン三世はローマ教会財産没収によって対イスラム防衛費を確保する事には成功したが、その損失によって自衛の将来的限界を悟ったグレゴリウス三世を新たな庇護者探しに駆り立てる事で、「外敵に奪われぬ領土喪失」の対象にローマ＝ドゥカートゥスを追加する結果を招いたと言えるのである。

第三章 ローマ教皇の対ランゴバルド政策の推移とビザンツ皇帝との折衝再開

グレゴリウス三世は741年11月28日に没した。そして、同年12月3日に新教皇の座に就いたのがザカリアスであった。ザカリアスが教皇となった時、ローマ＝ドゥカートゥスは前述のようにランゴバルド王リウトブランドの包囲の中にあつた。⁽¹⁾ 741年中にトランサムントはローマ軍と策を練り、リウトブランド王に対して反撃に出た。教皇の臣下としてのローマのドゥクス職と民兵組織的ドゥクス軍の創設はグレゴリウス三世のようだが、ドゥクス軍を最初に実戦に投入したのはザカリアスと考えて良さそうだ。

ローマ＝ドゥカートゥス中の兵士をかき集め、二手に分かれてスポレートとの国境を横断した。直線コース上のマルシ、フォルコナ、ヴァルヴァ、ペンネの人々はローマ人の略奪を恐れ、トランサムントは、に服従した。さらにサビーニ領を横切り、彼らはリエティに到達した。さらにレアティニに直進すると、そこも彼に服従した。さらに進んで12月にスポレートに達した。⁽²⁾

この戦闘で、リウトブランド王が任じたスポレート公ヒルデリックは殺され、トランサムントは首尾良くスポレートの奪還に成功した。しかし、奪還後スポレート公トランサムントは姑息にも教皇やパトリキウスやローマ人に約束していた、彼が占領中の四都市の返還や、その他の約束を果たすのに応じなかった。そしてリウトブランド王がローマへの遠征を準備していた時に、トランサムントの背信と忘恩の所業に対して、新教皇ザカリアスはグレゴリウス三世の親スポレート公政策を捨て、親ランゴバルド王路線への転換を決定し、リウトブランド王のスポレート征服を援助した。

彼(ザカリアス)はランゴバルド王に使節を送り、彼へ忠告を説いた。聖なる人(教皇)の訓戒に従い彼(リウトブランド)は、前述のローマ＝ドゥカートゥスから奪った四都市の返還を約束した。そして彼は遠征を始め、スポレート公トランサムントの逮捕に向かった。聖なる人に諭されてローマ軍は王の援軍に向かった。進退窮まったトランサムントはスポレートを出発し、王に降参した。⁽³⁾

このトランサムントの行動から、教皇のドゥクス軍は単独では脅威ではなくとも、どちらに与するかよって、勝敗の趨勢を左右しかねないだけの戦力を備えていた事を窺わせる。

スポレートを屈服させた勢いに乗じて、リウトブランド王はベネヴェントも制圧した。しかし、今度はリウトブランド王が四都市の返還の約束の実行を、ぐずぐずと引き延ばした。⁽⁴⁾ 業を煮やしたザカリアスは、直談判の為に王が居城としているスポレート公国内にあるテルニ目指して出発した。リウトブランドは会見に応じ、約束通り四都市(ナルニと、スポレート公から奪ったオシモ・アンコーナ・ウマナ)を返還し、ビザンツ領から得た捕虜を教皇に引き渡した。同時に、王は教皇ザカリアスと20年間の和平を結んだ。⁽⁵⁾ この会見にビザンツ側の関係者が不在であった事から、ここでは教皇は一個の独立した元首として行動したと評価されてきた。⁽⁶⁾

742もしくは743年にリウトブランド王は再度ラヴェンナに向け進軍し、ケセナを占領した。⁽⁷⁾ ケセナはランゴバルド王国と総督府の境界に位置し、スポレートへ至るアメリカ街道に位置し、ラヴェンナ市を封鎖するには戦略上重要な地点であった。⁽⁸⁾

王はラヴェンナ地方に大きな圧力を加え、まさにその都市に対する遠征を準備し、それ(ラヴェンナ)を包囲した。王の遠征を聞きつけたパトリキウスでエクサルコスのエウテュキウス閣下は、ラヴェンナ教会大司教ヨハネス、その都市及びペンタポリス、エミリア全住民と共に、人を遣わして聖なる人(教皇)に早急に彼らを救い出してくれるように哀願した。そこで聖なる人はヴィセドミヌ

スのベネディクトゥスとプリミケリウス・ノタリウスのアンブロシウスを贈り物と共に使節として派遣し、彼(リウトブランド王)に好戦性を捨て、ラヴェンナに通じるケセナを解放するように要求した。しかし王は自制出来なかった。ザカリアスは彼の強い執着を知った時、この聖なる人は信仰のトロフィーに守られ、前述のパトリキウスでドゥクスのステファヌスに支配を任せてローマを離れた。⁽⁹⁾

この後ラヴェンナに到着すると、教皇はエウティキウスやラヴェンナ市民から大歓迎を受け王に会見を迫った。当初会見を渋ったリウトブランド王だったが、最終的に会見に応じた。教皇はラヴェンナ解放だけでなく、ケセナを筆頭にこの遠征でラヴェンナから奪った領土の返還も要求した。当初抵抗したリウトブランドであったが、最終的には屈服して、ラヴェンナからの撤退と要求以上の領土の返還を約束したが、ケセナについては城塞の三分の一は修復してから返還するとして、三分の二の返還にしか応じなかった。⁽¹⁰⁾ このザカリアスのリウトブランド王説得によるラヴェンナの確保は、「コンスタンティノス五世に恩を売る」行為と評価されてきた。⁽¹¹⁾ しかし、ザカリアスの行為はエウティキウスの宗主としての役目を果たしたものであり、その目的はやはりローマ＝ドゥカートゥスがランゴバルド領と境界を接するという事態を避けたいというものであったと考えるのが妥当であろう。またリウトブランドの譲歩をザカリアスが引き出した背景としては、教皇の代理として留守を任されたローマのドゥクスとドゥクス軍の存在が幾らかの圧力をランゴバルド側に与えたとも考えられる。ただし、史料で教皇の臣下のローマのドゥクスが言及されるのはここが最後であり、グレゴリウス二世が税の不払いで貯蓄した防衛費が、グレゴリウス三世の時にシチリア・カラブリアの教皇財産が募集された事で補填できず、ザカリアスの代で遂に底をついた事を窺わせる。

さて一方、コンスタンティノス五世とザカリアスとの関係は如何なるものであったか。皇帝レオン三世は、教皇グレゴリウス三世と同じく 741 年に亡くなった。同年に即位したコンスタンティノス五世だったが、翌年義理の兄弟であったアルタヴァスドスに一時帝位を篡奪されたが、翌 743 年に帝位に復帰した。前述の 732 年もしくは 733 年の「イタリアを罰する」ために派遣した艦隊が戦闘を交える事無くアドリア海で遭難して全滅して以降、晩年のレオン三世は事実上教皇と断交状態にあった。これに対して、アルタヴァスドスとの動乱の最中教皇の使節を迎えたコンスタンティノス五世は教皇との折衝を再開した⁽¹²⁾。自らも対ランサムントや対リウトブランドとの争いの最中であつたザカリアスがコンスタンティノス五世に使節を送った事は、断交状態を修復したいという教皇の熱意の現れた評価できる。交渉回復の際に教皇が皇帝に所領寄進の要求を出して

いた事から、その熱意に背景に、防衛費の貯蓄が尽きかけているという切実な教皇側の事情を窺う事ができる。またアルタヴァスドスはイコン破壊令を撤廃したにもかかわらず、⁽¹³⁾ ザカリアスがコンスタンティノス五世に与した点からも、イコノクラスム論争は教皇と皇帝間の政治関係には大した問題で無かつた事が窺えよう。交渉再開を契機に、皇帝は教皇を許した。⁽¹⁴⁾ つまりグレゴリウス二世の税不払い以来の「大逆罪」が許されたという事であり、それによって敵対するランゴバルド王や、大逆罪で罰されるべき教皇の宗主権下に入るという、ビザンツ皇帝から見て不忠を犯していたエウティキウスも晴れてビザンツ皇帝の廷臣に復帰できたと言える。ある意味、エウティキウスがビザンツ官職であるエクサルコスに正式に復帰できたのは、コンスタンティノス五世とザカリアスの和解の時であり、通常 25 年弱の長期に渡つたとされるエウティキウスのエクサルコス在位期間は、コンスタンティノブル宮廷から見れば、そのほとんどはエクサルコス不在期間であつたと言っても過言ではあるまい。さてコンスタンティノス五世は、ザカリアスの所領寄進の要求に応じてカンパニアに位置するニンファとノルマの広大な土地を教皇とローマ教会に贈つたが、⁽¹⁵⁾ 「広大」と言ってもシチリア・カラブリアで没収された教皇所領とは比較にもならないほどの小規模なものであつたと評価されている。⁽¹⁶⁾ この所領による収益では既に費やした防衛費を補填できず、それ故にザカリアスはローマのドゥクス軍を維持できなかったと考えて良いだろう。もし「大逆罪」を赦されることで、シチリア・カラブリアの没収財産の返還と徴税権の復活をザカリアスが期待していたならば、その期待は見事にコンスタンティノス五世によって裏切られたという事になる。

744 年にリウトブランド王が没すると、後継のランゴバルド王ラトキスは、教皇ザカリアスと前王リウトブランドとの 20 年の平和条約を確認した。⁽¹⁷⁾ しかし 749 年ラトキス王はペンタポリス征服とペルーディア奪取に着手した。教皇ザカリアスはペルーディアに赴いて、多額の贈り物と熱心な説教によって遠征を止めるように説得する事に成功した。⁽¹⁸⁾ しかし教皇に対する弱腰に不満を持つランゴバルドの公達は結束して王弟アイストゥルフへの譲位をラトキスに迫り、おそらく 749 年 6 月にはラトキスは王位を捨て妻子共々モンテ＝カシノ修道院に隠棲し、7 月 3 日か 4 日にミラノでランゴバルド公達は王弟アイストゥルフを新王に選出した。⁽¹⁹⁾ 750 年アイストゥルフ王は総督府内のコマッキオとフェララを征服し、751 年にラヴェンナを攻略し、エクサルコスのエウティキウスはこの戦闘で戦死したと見なされている。⁽²⁰⁾ 通説で、ビザンツ帝国の北部・中部イタリア支配の終焉とされてきた事件である。先代グレゴリウス三世が恐れていた事態、即ちローマ＝ドゥカートゥスがランゴバルド王国と直接境界を接するという状況にザカリアスは直面せざるを得なかつたのである。実際アイストゥルフ

王はローマ＝ドゥカートゥスを脅かし、さらにはスポレート公国とベネヴェント公国の王国への併合を成し遂げた。

(21) 751年というこの危機的状況の中で、先述の「ゲルマン人の使徒」と謳われた聖ボニファティウスの仲介により、教皇ザカリアスの承諾の下でピピン三世がフランク国王の座に就いたのは偶然ではあるまい。(22) コンスタンティノス五世の寄進では防衛費不足が解消できず、最早自衛が不可能と悟ったザカリアスは、ピピン三世に王位を提供する見返りとして、ビザンツ帝国に替わる「庇護者」の役割をフランク王に期待したと考えるのが妥当である。翌752年教皇ザカリアスは没し、後の事は次の教皇に託される事となった。

第四章 フランク王国の介入と「ビザンツ帝国南北分断」の確定

ランゴバルド王アイストゥルフの侵攻の危機に直面する状況で没したザカリアスの後任には、数日後にステファヌスが選ばれラテラノ大聖堂で即位したが僅か三日後に急逝したため、ステファヌス二世（前任者との関係で「三世」とも呼ばれる）が即位した。(1) アイストゥルフ王はローマ住民に重い貢納を貸そうとし、またローマと周辺に対して自分の支配に服するように強要した。(2) その状況で、752年に何度もステファヌス二世はコンスタンティノス五世に対して、ローマ解放のための派兵を要求したが、(3) コンスタンティノス五世は軍隊ではなく外交使節の派遣で応じた。皇帝コンスタンティノス五世の使節がローマに到着すると、ステファヌス二世は即座に副司祭のパウルスを付けて、アイストゥルフ王の元へ送った。アイストゥルフ王は二人に対して門前払いはしなかったものの、ラヴェンナ返還を命じるコンスタンティノス五世の命令書には見向きもしなかった。(4) 680年にランゴバルドがカトリックに改宗し、ランゴバルド王国の最初の外交使節がコンスタンティノープルに到着すると共に、680～81年第6回公会議にランゴバルド諸都市の司教が初参加し、平和条約と皇帝による王国の承認がなされたから、(5) コンスタンティノス五世の認識ではランゴバルド王もビザンツ皇帝の「臣下」という事だったのかもしれないが、アイストゥルフ王にはそのような認識は全く無かった。逆にアイストゥルフ王は教皇に貢納を要求し、同時にローマ及びローマ＝ドゥカートゥスの諸都市がアイストゥルフ王の司法権に服するように強いた。

この状況の中、753年にフランク王ピピン三世は立て続けに使節をローマに送り、教皇にフランク来訪を打診すると共に、ピピン三世としてはステファヌス二世の願いや要求を全面的に聞き入れる意向である旨を繰り返し伝えた。動こうとしないステファヌス二世に業を煮やしたのか、ピピン三世の義理の兄弟であるアウトチャールまでもが使節として派遣されるに至り、ようやくステファヌス二世はアイ

ストゥルフ王と直談判するためにパヴィアへと赴いた。(7)

彼（教皇）はパヴィアに到着すると、言語道断たる王に謁見し、多くの贈り物をすると共に、夥しい涙を流しながら真摯に彼を説得し、彼（王）が奪った「神の羊」達を返還し、所有者達に財産を返すように要求した。しかし、彼（教皇）は彼（王）から何も得る術は無かった。皇帝の使節はと言うと、彼（使節）もまた同じ要求を行い、皇帝の書簡を彼（王）に渡した。しかし、彼もまた得たものは何も無かった。(8)

ここで言及された「多くの贈り物」は賄賂的性格のものではなく、社交儀礼的なものと考えられている。(9) つまり、最早グレゴリウス二世が蓄えた防衛費は底をつき、賄賂を捻出するだけの買収資金を、ステファヌス二世は欠いていたという事になる。この後フランクの使節がアイストゥルフ王に、教皇のフランク王国への旅を許すように強硬に主張した。アイストゥルフ王は教皇にフランク王国訪問が教皇自身の意志かを確かめた上で、フランク王国への旅を渋々許した。(10) つまり、ステファヌス二世は万策尽きた事を確認した後に、ようやくピピン三世の申し入れを受諾したのだ。このピピン三世の招きに対する教皇の逡巡は、ステファヌス二世のビザンツ皇帝の臣下としての「未練」が如何に断ち難かったかを暗示しているように思える。臣下としての忠勤が報われないと悟った時、グレゴリウス二世の場合と同様に、ステファヌス二世も「聖ペテロの後継者」としての教皇の使命感がコンスタンティノス五世への忠誠心を凌いだ結果の「苦渋」の選択が、フランク王の庇護下に入る即ち二重の宗主権下に身を置くという行動であったと考える事が出来る。

753年11月にステファヌス二世はピピン三世の使節と共に、パヴィアからフランク王国へ向けて出発し、ステファヌス二世はアルプスを越えた最初の教皇となった。754年1月にステファヌス二世はピピン三世との会見に漕ぎ着けた。754年1月から3月にかけてピピン三世はアイストゥルフに教皇との和平を促す書簡を送ったが、アイストゥルフはこれを拒否した。遂に754年3月ピピン三世はランゴバルド王国への遠征を宣言した。755年ピピン三世のフランク軍がパヴィアを包囲し、アイストゥルフはあえなく降伏した。アイストゥルフはラヴェンナ・ナルニ・ケカノとペンタポリスを教皇に返還することを約束したが、ピピン三世の帰還後、アイストゥルフは都市の返還を拒否した。そればかりか756年1月にアイストゥルフはローマを攻撃する挙に出た。知らせを聞いたピピン三世はイタリアに進軍し、スーサ峡谷でアイストゥルフ軍を撃破した。かくして、パヴィアでアイストゥルフとステファヌス二世の意向に沿ったピピン三世との間に第二次和平条約が締結されたが、この条約締結時にはビザンツ側の関係者は不在であった。(11)

その経緯はと言うと、ピピン三世の遠征中に、ビザンツからの使節としてグレゴリウスとヨハネスがローマに到着した。彼らは、コンスタンティノス五世がフランク王ピピン三世に遣わした使節であった。

彼らを迎えたステファヌス二世は、ピピン三世は遠征中だと告げたが、両者は教皇の言を疑い、ステファヌス二世は自らの使節と共に両者をフランク王国に向けて出発させた。彼らは海路、できるだけ早くマルセイユに到着した。しかし、彼（ピピン三世）が既に祝福されるべき教皇の意向に沿ってランゴバルドの領域に至っている事と、彼（ピピン三世）が聖ペテロにかけて誓約した約束を知ると、現実によって両者は酷く落胆させられた。そして教皇使節をマルセイユに留めさせて、彼がピピン三世と会うのを阻止しようと試みた。…二人の内グレゴリウスは教皇使節の先回りをし、ランゴバルドの領域内でパヴィアからそう遠くはない場所でピピン三世と会見した。グレゴリウスはピピン三世にラヴェンナや総督府の他の都市や城塞をビザンツ帝国に譲渡するよう嘆願し、もし譲渡に応じるなら代償として大量の贈り物をする約束した。⁽¹²⁾

教皇列伝ではビザンツの使節が教皇使節をマルセイユに釘付けにしようとしたように記されているが、他の史料では逆にマルセイユで足止めされたのはビザンツ使節とされており、概ね研究者はこちらの史料に信頼を置いている。⁽¹³⁾つまり、ビザンツ側の旧ラヴェンナ総督府領返還の要求がピピン三世に伝わるのを教皇使節が嫌がったという事の方が現実的であると考えられているのだ。教皇使節は当然教皇の意を受けているから彼の行動は、教皇ステファヌス二世その人が彼らをピピン三世に会わせたくないと考えていた証拠とされている。⁽¹⁴⁾つまり、ステファヌス二世は、ピピン三世がビザンツ側の主張を採用する事を危惧していたと考えられているのだ。ステファヌス二世自身が、ビザンツ皇帝の威信を、ピピン三世を屈服させる可能性があると認めていたと考える事もできる。グレゴリウスはマルセイユから首尾よく脱出に成功し、イタリアでピピン三世と会見したのだが、ピピン三世はこの交渉を拒否したため、⁽¹⁵⁾ステファヌス二世の危惧は杞憂に終わった。むしろ、ピピン三世とビザンツ使節の直接交渉という、謂わば教皇の頭越しで旧ラヴェンナ総督府領の教皇庁への寄進が決まった事で、寄進についての責任をステファヌス二世から幾ばくか軽減する結果となったのではなからうか。前任教皇のグレゴリウス三世やザカリアスがラヴェンナ総督府を緩衝地帯に留め、ランゴバルド王国と国境を接するのを避けたのに対して、ステファヌス二世は事実上ビザンツの使節を拉致せんと策謀を巡らした事で、旧ラヴェンナ総督府領に対する領土獲得の意思を鮮明とした。この変化に背景には、フランク

王国の後ろ盾を得た事で、ステファヌス二世がランゴバルド王に対して強気に出られたという事が指摘できる。ただし、結局は策略にはかけたものの、当初においてピピン三世が既にイタリアに遠征中だと正確な情報を伝えていたから、ビザンツ帝国の使節を完全に蔑ろにはしていない事から、全面的にフランク王国に乗り換えてビザンツ帝国との絶縁の姿勢を鮮明にしたかったわけでもない判断できる。ここからステファヌス二世は、フランク王とビザンツ皇帝の二重総主権下に自らを置こうとしたと考える事ができる。そしてコンスタンティノス五世とその後継皇帝達が、対イスラム戦に専念したため、この二重の宗主権において、ビザンツ帝国はバシレイオス一世によるマケドニア朝の南イタリア再征服まで、長らく第二宗主権者の地位に甘んじなければならなくなったのである。

この第二次和平条約が締結された756年の12月に、アイストゥルフ王は世継ぎの無い状況で没した。⁽¹⁶⁾ランゴバルド諸公の中でトスカナ公デシデリウスは、アイストゥルフ王の死の報に接するや否やトスカナ全軍を招集し、ランゴバルド王位を篡奪しようと試みた。他のランゴバルド諸公は団結して、廃位され修道士となっていたアイストゥルフの兄ラトキスを担いで、打倒デシデリウスのために兵士を集めた。情勢を不利と見たデシデリウスは教皇に急接近し、未だランゴバルド領に留まっている旧ビザンツ領の返還を含む多大の贈り物を条件に、ランゴバルド王位に付けるように協力してほしいと懇願した。教皇ステファヌス二世はこの要請を受け入れた。教皇によるラトキスを含む全ランゴバルド人に対する訓戒によって、デシデリウスは野望を叶える事ができたのである。⁽¹⁷⁾結果的に最後のランゴバルド王となる事となるデシデリウスだが、ステファヌス二世への約束を誠実に守り、約束通り旧ビザンツ領の都市などの返還を行い、少なくともステファヌス二世の存命中は教皇に対する忠誠を守り抜いたのである。

このフランク王国の介入によって、教皇の対ランゴバルド防衛はビザンツ帝国の「国土防衛」という国内問題の枠を超えてしまった。また教皇が二重の宗主権下に入ったため、ローマ教皇とビザンツ皇帝との関係に第三者が介入する事となり、両者の関係も国内問題に留まらなくなった。それによって、ビザンツ帝国の東西分断は決定的となる。つまり、「外敵に奪われぬ」領土喪失が本格的に始動する事になったのである。またフランク教会の存在によって、シスマもビザンツ帝国の国内問題ではなくなってしまった。フランク教会と言う外部組織の介入によって、ビザンツ帝国教会としての東西教会の組織的分裂は修復不可能なものとなった。そのためイコノクラスム問題が終息しても、シスマの解消とはならなかったのである。

本論考では、ローマ教皇とビザンツ皇帝との対立軸を、イコノクラスムではなく、対ランゴバルド防衛に置いて考察してきた。

第一部では、グレゴリウス二世の税の不払いは、ビザンツ領中部イタリアがランゴバルドに占領されるのもやむなしとして対イスラム防衛に専念せんとするレオン三世に対して、ローマ自衛のための防衛費を確保するための抗議行動であると結論づけた。それはグレゴリウス二世にとって、レオン三世に対する忠誠心とビザンツ帝国に対する愛国心との葛藤の末に、教皇としてのローマ防衛の使命感を選択した、謂わば「苦渋」の選択であった。結果として、彼の代での対ランゴバルド防衛は、不払い税とローマ教会財産に対する完全な自由裁量権によって得た潤沢な財力によって成功すると共に、財力の副産物として、エクサルコスと同格の世俗権力者として、ビザンツ領内外で認められるに至った。他方、忠誠心や愛国心を動機とした、ドゥクス反乱の中部イタリアでの「隔離」は、実質上の「ビザンツ帝国の東西分断」を招き、「ビザンツ帝国の東西分断」は結果的に長期化していった事を述べた。

第二部では、財力に立脚したグレゴリウス二世の自衛体制が、レオン三世のシチリア・カラブリアでのローマ教会財産没収によって財源を喪失すると共に、「ローマ教皇庁のビザンツ財政機構からの分離」によって「ビザンツ帝国教会組織の東西分断」という事態を招いた事を述べた。そして財力に立脚した自衛体制が、グレゴリウス三世の代での対リウトブランド戦の再開によって、グレゴリウス二世の残した貯蓄が消耗され、ザカリアスの時に遂に枯渇した事を示した。この状況でグレゴリウス三世はラヴェンナ総督府領をリウトブランドから奪還し、最後のエクサルコスであるエウティキウスを復帰させる事でレオン三世の関心を引こうとしたが、成果は上げられなかった。次のザカリアスの時に次の皇帝コンスタンティノス五世との交渉が再開したが、皇帝の土地寄進による教皇庁の収入増は、シチリア・カラブリアで喪失したローマ教会財産に遠く及ばず、財力に立脚した自衛体制は崩壊した。

他方、自衛体制の限界に備えて、グレゴリウス三世はフランク王国に接近を試み、次のザカリアスの時にカロリング朝成立を正当化する事で、教皇はピピン三世に恩を売った。次のステファヌス二世は、軍事的にも財政的にも援助してくれないコンスタンティノス五世の外交折衝での旧総督府領奪回と言う過酷な命令に粉骨砕身したが成功しなかった。皇帝に対する忠誠心から限界まで逡巡した末に、ステファヌス二世は遂にフランク王国との同盟に踏み切る事で、ビザンツ皇帝とフランク王の二重総主権下に入る事になった。その結果、ステファヌス二世は旧総督府領をピピン三世に寄進され

ローマ教皇領が成立したのは周知の事である。

しかし、このフランク王国の介入によって、教皇の対ランゴバルド防衛はビザンツ帝国の「国土防衛」という国内問題の枠を超えてしまった。また教皇が二重の宗主権下に入ったため、ローマ教皇とビザンツ皇帝との関係に第三者が介入する事となり、両者の関係も国内問題に留まらなくなった。それによって、ビザンツ帝国の東西分断は決定的となる。つまり、「外敵に奪われぬ」領土喪失が本格的に始動する事になったのである。またフランク教会の存在によって、シスマもビザンツ帝国の国内問題ではなくなってしまった。イコノクラスム以前のシスマはビザンツ帝国の国内問題であり、教皇庁がビザンツ帝国の財政組織の一部であった時は同一組織内の不協和音に過ぎなかった。しかし、グレゴリウス二世によって中部イタリアがビザンツ帝国から「隔離」され、レオン三世によるビザンツ財務組織からの教皇庁の分離によって、シスマも戻る鞘をなくしてしまった。そこにフランク教会と言う外部組織までもが介入した事で、少なくともローマ教会のビザンツ帝国教会としての組織的再併合は実現不可能なものとなってしまったと言って良いだろう。

このように見てくると、この時期の「ローマ教皇のビザンツ皇帝権からの自立」と評されてきた動きも、決して当時の教皇達の本意に基づく能動的なものではなかったと評価できる。ビザンツ皇帝が対イスラム防衛に専念し、ビザンツ領中部イタリアを見捨てたため、ローマ教皇は自らローマ防衛策を講じざるを得なかったのである。最初は財力を獲得する事による自衛策が採られたが、財力を失い自衛策を講じるのが絶望的となって、最終的にフランク王の庇護下に入るに至ったのである。つまり、教皇達の行動は、ある意味ビザンツ皇帝に強制された受動的のものであり、彼らとしては極めて不本意なものだったのではないだろうか。唯切り捨てるだけでなく、教皇殺害指令を発したレオン三世や、外交上の無理難題を押し付けてくるコンスタンティノス五世に対する、当時の教皇達の「生き残りのための悪戦苦闘」が、後世の人々の目には誤って「自立」映ったという事ではないのだろうか。

展望

最後に「教会の東西分裂」と「ビザンツ帝国の東西分断」がほぼ同時発生したのを、年代記作家が「ビザンツ帝国の東西分断」の原因をイコノクラスムと脚色・捏造した結果、当時のビザンツ皇帝とローマ教皇との対立の本質が「教会の東西分裂」に長らく隠蔽されてきたと言って良いだろう。他方、726年にビザンツ帝国の中部イタリア支配が終焉したのに、なぜ東西教会の決定的な分裂は1054年（現在ではこの年代設定も問題視されているが）まで待つ事になったのか。

「教会の東西分裂」を教義問題は抜きにして、「ビザンツ帝国の東西分断」という世俗的観点から考察する事で、なぜ「教会の東西分裂」に300年以上の年月が必要であったか。この命題を考察する事を、今後の課題としたいと思う。

註

はじめに

- (1) *Le Liber Pontificalis*, texte, introduction, ed. L. Duchesne, 3 vols. (Paris, 1886-1957), Tome I, 91, 19, p.405. (以下、LP と略記。)
- (2) LP, Tome I, 91, 18, p. 405.
- (3) Paulus Diaconus, *Historia Langobardorum*, ed. Waiz, G., VI, 54, (以下、HL と略記) *Monumenta Germaniae Historica Scriptores Rerum Longobardicarum et Italicarum Saec. VI—IX*. (Hannover, 1878) (以下 MGH SRL, と略記)、S. 184.
- (4) LP, Tome I, 93, 16, p. 430.

第一章

- (1) Davis, R., *The Lives of the Eighth-Century Popes (Liber Pontificalis)*, (1992, Liverpool), p.19, note 3.
- (2) LP, Tome I, 92, 2, p.415.
- (3) LP, Tome I, 92, 2, p.416.
- (4) LP, Tome I, 92, 3, p.416.
- (5) Lopez-Jantzen, N., *From The Roman Empire to The Middle Ages: The Struggle for Ravenna in the Eighth Century*, Dissertation Submitted in Partial Fulfillment of The Requirements for The Degree of Doctor of Philosophy in the Department of History at Fordham University, New York 2012, p. 67.
- (6) *Theopanis Chronographia*, Boor, C. de (ed.), vol. I, 1883, Leipzig. (以下 *Theopanes* と略記)、S. 732f.
- (7) Anastos, M. V., 'The transfer of Illyricum, Calabria, and Sicily to the jurisdiction of Patriarchate of Constantinople in 732-33', *Sutudi byzantine e neoellenici*, 9(1957), pp.14-31.
- (8) Davis, *op.cit.*, p.21, note, 13.
- (9) Davis, *op.cit.*, p.21, note, 13.
- (10) Davis, *op.cit.*, p.17.
- (11) LP, Tome I, 76, 3, p.336. Tome I, 76, 8, p.338.
- (12) LP, Tome I, 78, 2, p.343.
- (13) LP, Tome I, 78, 4, p.344.
- (14) LP, Tome I, 82, 2-3, p.350.

第二章

- (1) Paulus Diaconus, VI, 54, S. 184
- (2) Lopez-Jantzen, *op.cit.*, p.70.
- (3) Lopez-Jantzen, *op.cit.*, p.71.
- (4) *Monumenta Germaniae Historica, Epistolae Merowingici et Karolini Aevi*, 3, 702.
- (5) John the Deacon, *Cronaca Veneziana*, ed. G. Monticolo, *Fonti per la Storia d'Italia*, ix (Roma, 1890), 94.
- (6) Paulus Diaconus, VI, 54, MGH SRL, S. 184
- (7) マシュー・バンソン、前掲書、51頁。
- (8) LP, Tome I, 92, 2-3, p.416.
- (9) Davis, *op.cit.*, p.17.
- (10) *Theopanes*, S. 732f.
- (11) Davis, *op.cit.*, p.17.
- (12) LP, Tome I, 91, 22, p.407.
- (13) LP, Tome I, 92, 14, p.420.
- (14) Paulus Diaconus, VI, 55, MGH SRL, S. 184.
- (15) Paulus Diaconus, VI, 55, MGH SRL, S. 184. LP, Tome I, 93, 2, p.426.
- (16) Davis, *op.cit.*, p.28, note, 52.
- (17) LP, Tome I, 92, 14, p.420.
- (18) LP, Tome I, 92, 14, p.420.
- (19) LP, Tome I, 92, 15, p.421.
- (20) LP, Tome I, 92, 15, p.421.

第三章

- (1) LP, Tome I, 93, 2, p.426.
- (2) LP, Tome I, 93, 3, p.426.
- (3) LP, Tome I, 93, 5, p.427. Paulus Diaconus, HL VI, 56, MGH SRL, S. 185.
- (4) LP, Tome I, 93, 6, p.427.
- (5) LP, Tome I, 93, 6-7, p.427.
- (6) Lopez-Jantzen, *op.cit.*, p.86.
- (7) LP, Tome I, 93, 12, p.429.
- (8) Davis, *op.cit.*, p.27, note, 51.
- (9) LP, Tome I, 93, 12, p.429.
- (10) LP, Tome I, 93, 15, pp.430f.
- (11) マシュー・バンソン、前掲書、51頁。
- (12) LP, Tome I, 93, 20, pp.432 f.
- (13) *Theopanis Chronographia*, Boor, C. de (ed.), vol. I, 1883, Leipzig. (以下 *Theopanes* と略記)、S.415. *Nikephoros Patriarch of Constantinople, Short History*, Mango, C. (ed.), Washington, D.C., 1990. (以下 *Nikephoros* と略記) S.134.
- (14) LP, Tome I, 93, 20, p.433.
- (15) LP, Tome I, 93, 20, p.433.
- (16) Davis, *op.cit.*, p.46, note, 78.

- (17) *LP*, Tome I, 93, 17, p.431.
- (18) *LP*, Tome I, 93, 23, pp.433 f.
- (19) *Paulus Continuatio Casinensis*, 4, *MGHSRL*, S. 199.
- (20) *Ibid.*
- (21) *Ibid.*

第四章

- (1) マシュー・バンソン、前掲書、52 頁。
- (2) *LP*, Tome I, 94, 6, p.441.
- (3) Davis, *op.cit.*, p.56, note, 19.
- (4) *LP*, Tome I, 94, 8, p.443.
- (5) Paulus Diaconus, *HL* IV, 42, *MGHSRL*, S. 134.
- (6) *LP*, Tome I, 94, 17-18, pp.444 f
- (7) *LP*, Tome I, 94, 21, p.446.
- (8) *LP*, Tome I, 94, 21, p.446.
- (9) Noble, T.F.X., *The Republic of St. Peter, the birth of the papal state 680-825*, (Philadelphia, 1984), p.79.
- (10) *LP*, Tome I, 94, 22, p.446.
- (11) *LP*, Tome I, 94, 43-44, p.452.
- (12) Davis, *op.cit.*, p.71, note, 87.
- (13) *Ibid.*
- (14) *LP*, Tome I, 94, 44, p.452.
- (15) *LP*, Tome I, 94, 48, p.454.
- (16) *LP*, Tome I, 94, 48-51, pp.454f.